

# 可児市広告宣伝費等助成金

可児市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者等が行う広告・宣伝等に要する経費を助成します。

## 対象者

- 中小企業基本法に定める中小企業者および小規模企業者で、下記の条件を満たしているもの。
- 令和4年4月1日時点で市内に主たる事業所を有している
- 岐阜県が作成する「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー(ミナモステッカー)」の交付を受け、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施している
- 令和2年1月から直近月までに、前年、前々年又は前々々年と比較して売上高が減少している月が3か月以上あること

## 対象経費

- (1)新聞、雑誌、地域情報誌等の広告の折込み又は掲載に要する費用
- (2)パンフレット、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、カタログ、クーポン券等印刷物の作成及び配布に要する費用(支給申請の対象事業で作成された、ダイレクトメール等の送料を含む。ただし、実績報告時に領収書等の提示ができるものに限る。)
- (3)ラジオ、テレビ等のCM(市内に本社を有する事業者が実施するものに限る)の制作及び発信に要する費用
- (4)ホームページの作成、リニューアルにかかる経費
- (5)ウェブ広告のデザイン料および掲載費(事業実施期間内にかかる経費で、申請時に予算を設定できるものに限る。)

## 助成金額

対象経費(税込み)の2分の1(千円未満の端数切捨)  
上限5万円

## 申請期間

令和4年6月1日～令和5年2月28日(当日消印有効) [※予算の上限に達し次第、受付を終了します。](#)

## 事業実施期間(※)

令和4年6月1日～令和5年3月31日  
(※)事業実施期間の始期は「対象事業の見積を取った日、又は発注した日」、終期は「対象経費の支払いが完了した日」をいいます。

## 申請方法

- 「可児市広告宣伝費等助成金交付申請書」に次の(1)(2)を添付し、下記連絡先に提出
- (1)助成対象経費算出の根拠となる書類の写し(見積書または発注書)
  - (2)基準月(※)の売上がわかる資料及び前年、前々年又は前々々年の比較対象月の売上がわかる資料(最低3か月分)
- (※)令和2年1月から直近月までの、前年、前々年又は前々々年の同時期と比較して売上が減少している月
- ただし、令和3年度に本助成金を受給した事業者は、(2)の提出を省略することができます。

## 注意事項

- ・申請書の審査にあたり、上記添付書類に加えて追加資料の提出を求められることがあります。
- ・申請書の審査にあたり、市が有する住民登録等の情報及び市税・市諸納付金を完納していることの確認をさせていただきます。(申請時に同意をいただきます。)
- ・感染症拡大防止の観点から、申請書類の提出にあたっては、郵便または信書便の活用にご協力ください。
- ・本助成金の交付は、各年度において1事業者当たり1回限りとさせていただきます。

【お問い合わせ・提出先】 〒509-0214 可児市広見一丁目1番地

可児市 観光経済部 産業振興課 TEL:0574-62-1111(内線2345、2346)